

毎週火、金曜日発行（但休日等あるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇告示 森林法による地域森林計画の変更  
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の  
一部改正  
健康保険法による保険医の登録の抹消  
家畜改良増殖法による家畜人工授精所開設の  
許可
- ◇教委告示 家畜伝染病予防法による肝てつ検査等の実施  
定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十九年四月一日付け鳥取県規則第二十  
七号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第  
三項の規定に基づき、鳥取、八頭、米子及び倉吉の各地

域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定によ  
り、次の場所において公表する。

昭和三十九年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取、八頭、倉吉及び米子の各地方農林振興局林業課

鳥取県告示第三百三十九号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉  
収容施設措置費の保護単価について）の一部を次のよう  
に改正し、昭和三十九年四月一日から適用する。

昭和三十九年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)及び別表(二)を次のように改める。

事務費の児童一人当りの保護単価表 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
			寒冷地 手当地区 一般分	寒冷地 算分	寒冷地 加算	一般分			
教護施設	聖徳学校	乙	1級地	10,912円	82円	7,195円	53円	7,248円	人88
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	"	7,593円	57	7,370円	49	7,419円	120
盲児施設	積善学園	乙	"	9,054円	71	9,399円	57	9,111円	30
ろくろあ児施設	積善学園	乙	"	7,110円	53	7,373円	39	7,149円	90
養護施設	鳥取こども学園	乙	"	5,455円	39	5,482円	44	5,494円	80
	青谷こども学園	丙	"	6,805円	49	7,490円	63	6,854円	30
	因伯子供学園 光徳子供学園 聖園天使園	乙 丙 乙	" " "	5,895 6,932 5,878円	43 51 44	5,891 6,351 5,482円	47 63 44	5,934 6,402 5,526円	60 30 80
乳児院	米子乳児院	乙	"	19,035円	145	19,824円	160	19,180円	15
母子寮 (県措置分)	若草学園	丙乙	"	7,724円	54	7,258円	52	7,310円	30
	若あかしや学園	丙乙	"	7,829円	55	7,274円	52	7,326円	30
	那家母子寮 赤崎母子寮	丙丙	"	7,598 3,002円	56 19	7,204 7,204円	52 27	7,256 3,021円	世帯 20 19

小規模施設加算分を含む。

3才未満の者の加算分 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	1人当り加算額		備考
養護施設	鳥取こども学園	乙	2,275円		
	青谷こども学園	丙乙	2,270円		
	因伯子供学園 光徳子供学園 聖園天使園	乙 丙乙 乙	2,275 2,270 2,275円		

別表 (二)

事業費の児童一人当りの単価表

経費の 種別	生活諸費	生活諸費以外の事業費									
		教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	生活指導費	生活週1扶助費	職業指導費	職業補導費	葬祭費	児童手当 受給者 当り
生活	(日額)	(月額)	(年額)	(年額)	(年額)	(月額)	(年額)	(1件 当り)	(1件 当り)	(1件 当り)	(月額)



昭和  
39年  
5月  
5日

500円

鳥取県告示第三百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第二項の規定により、次のように保険医の登録の抹消をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 抹消年月日 抹消理由

斉藤 利久 鳥取市庖丁人町 取医一、〇二四 昭和三十九年五月十七日 老令による医師廃止

鳥取県告示第三百四十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精所開設の許可を与えた。

昭和三十九年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜人工授精所の名称及び所在地  
池田家畜人工授精所 倉吉市穴窪六十八

開設者の住所及び氏名  
倉吉市堺町二丁目九百六十四番地  
倉吉市農業協同組合  
組合長理事 磯 江 義 博

肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育されている鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、投薬及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

だに駆除……BHC散布

ひな白痢検査……急速凝集反応

別表 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
六月十一日	三朝町	木地山検診場
〃 十二日	〃	大谷 〃
〃 十三日	関金町	大河原 〃
〃 十五日	〃	野添 〃
〃 十六日	倉吉市	大立 〃
ビロプラズマ病検査及びだに駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
六月 十二日	江府町	池の内 家畜検診場
〃 十五日	〃	日の詰 〃
〃 十六日	〃	尾の上原 〃
〃 十七日	溝口町	末鎌、福永 〃
〃 十八日	〃	大滝 〃
〃 十九日	日野町	板井原 〃
〃 二十二日	江府町	大河原 〃
〃 二十三日	〃	吉原 〃
〃 二十四日	〃	下蚊屋 〃

〃 二十六日	〃	〃	御机
〃 二十九日	〃	〃	栗尾
〃 三十日	〃	〃	美用
ひな白痢検査			
実施期日	実施区域	実施場所	
六月 九日	八頭郡若桜町	各種鶏場巡回	
〃 十日	〃	〃	
〃 十一日	智頭町	〃	
〃 十二日	若桜町	〃	
〃 十三日	〃	〃	
〃 十五日	智頭町	〃	
〃 十六日	〃	〃	
〃 十七日	〃	〃	
〃 十八日	用瀬町	〃	
〃 十九日	河原町	〃	
〃 二十日	智頭町	〃	
〃 二十二日	〃	〃	
〃 二十三日	若桜町	〃	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

- 一 日時 昭和三十九年六月十日 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

正 誤

昭和三十九年四月一日付け鳥取県規則第二十七号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

十九 一 (様式第5号) (様式第5号)

行政財産使用許可書

知事 印